



# 手続き・届け出・相談窓口

## 住所の届け出

### 住民登録

市民課

#### 住民異動に関する届け出一覧

届け出の種類	届け出期間	届け出に必要なもの	届け出人
転入届 (市内へ引っ越してきたとき)	引っ越してきた日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 転出証明書(前住所地から交付を受けてください。国外からの転入の場合は、パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票の写しをお持ちください) <input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金手帳(加入者のみ)など <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)	本人または世帯主 ※届け出の際に本人確認を実施しています。運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなどをお持ちください。なお、健康保険証、年金手帳(証書)、学生証、通帳などの書類の場合は、2点以上の書類を提示してください。
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す前~引っ越した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録証(登録者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) <input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)など	
転居届 (市内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> マイナンバーカード(お持ちの方) <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)など <input checked="" type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方)	
世帯変更届 (世帯主が変わったり、世帯を合併または分離したとき)	変更のあった日から14日以内	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(加入者のみ)など	

#### 住民票の写しの交付請求

住民票の写しの交付請求は、原則自己または自己と同一世帯に属する者による請求となります。請求者が代理人である場合は、請求者本人の代理人選任届が必要です。なお、窓口へ来られた方の本人確認が法律により義務付けられていますので、本人確認書類として、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードが必要となります。

なお、健康保険証、年金手帳(証書)、学生証、通帳などの書類の場合は2点以上の書類を提示してください。

※「通知カード」は本人確認書類になりません。



## 印鑑登録

### 印鑑登録

市民課

#### 印鑑登録とは

お手持ちの印鑑をあなた個人のものとし、公に立証するために登録することをいいます。この登録された印鑑は実印といい、不動産売買や保証人などに必要とされ、個人の財産や権利を守る大切なものです。

#### 印鑑登録のできる方

行田市に住んでいる満15歳以上の方で、住民基本台帳に登録されている方

#### 印鑑登録するときは

印鑑登録は本人が行ってください。やむを得ない理由により、本人が市役所に来られないときは、委任の旨を証する書面(代理人選任届など)を添付することで、代理人による登録もできます。なお、委任の旨を証する書面は、登録しようとする本人が自筆してください。

#### 印鑑登録の申請

	本人	代理人
必要なもの	<input checked="" type="checkbox"/> ①登録する印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> ②運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書など顔写真のある官公署発行の証明書	<input checked="" type="checkbox"/> ①登録する印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> ②代理人選任届(本人が自署し、登録する印鑑を押ししたもの)
印鑑登録証の交付について	①、②両方ある場合…即日交付 ②がない場合…次のいずれかの方法により、本人を確認します。 I. 保証人…即日交付 行田市で印鑑登録している人が、登録申請書の保証人欄に必要事項を記入し、かつ登録印鑑を押し、申請者が本人であることを保証することにより、本人確認を行います。 II. 文書による照会…数日かかります。 本人宛てに照会書を郵送し、後日この確認照会の回答書を持参していただくことにより、本人確認を行います。	①申請した日…受け付けのみ ↓ 照会書を本人宛てに送付 ②回答書を持参した日…交付 ▶ 代理人に依頼する場合 回答書、代理人選任欄に本人が自署し、代理人に依頼してください。 ▶ 本人が来る場合 回答書欄に本人が自署し、持参してください。

#### 登録できる印鑑

- ①氏名以外のこと(職業、資格、飾り柄など)が彫られていないもので印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まらないものでかつ25ミリメートルの正方形に収まるもの
- ②ゴム印などのように変形するものや欠けやすい材質でないもの
- ③縁が欠けていたり、摩滅したりしていないもの
- ④機械製造により大量生産されたものでないもの(いわゆる三文判では登録できません)

#### 印鑑登録証明書の交付

市民課窓口で申請する場合は、印鑑登録証明書交付申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を添えて申請してください。印鑑登録証がないと、本人であっても証明書は交付できません。マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニ交付を利用できます。

なお、代理人に依頼する場合についても、本人の場合と同様、印鑑登録証を添えて申請してください(代理人選任届は必要ありません)。

また、印鑑登録証明書を登録者本人以外には交付しない取り扱いをすることもできます。

